

新城市民病院薬剤師・看護師等修学資金貸与制度の概要

～看護師編～

1. 対象者

看護師養成施設（注）に在学する者で、卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得し、直ちに新城市民病院に勤務しようとする者。

（注）文部科学省又は厚生労働大臣が指定した養成施設又は学校

2. 貸与金額及び貸与期間

月額5万円

申請書類を受理した月から養成施設の正規の修学期間を修了する月まで

3. 申請方法

以下の書類を提出（郵送又は持参）してください。

指定様式は新城市民病院のホームページからダウンロードできます。

- （1）新城市民病院薬剤師・看護師等修学資金貸与申請書（指定様式）
- （2）履歴書（市販、顔写真付）
- （3）身上調書（指定様式）
- （4）養成施設の在学証明書（原本）
- （5）戸籍謄本又は住民票の写し
- （6）保証書（指定様式）

※保証人は一定の職業を有し独立の生計を営んでいる者2人とする。

申請者が未成年者であるときは、保証人のうち1人は父母等法定代理人とする。ただし、当該法定代理人が債務を弁済する能力を有していない場合などはこの限りではない。

4. 選考

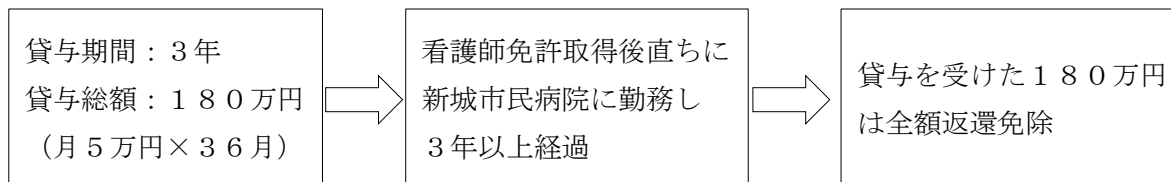
提出された書類及び面接により選考を行います。

面接に関する詳細は別途申請者にお知らせします。

5. 返還の免除

養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得し、直ちに新城市民病院において勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは修学資金の返還を免除します。

《例》



ただし、以下に該当する場合は修学資金の返還免除を行いません。貸与額の全部若しくは一部を返還していただきます。

- ①修学資金の貸与契約を解除したとき
- ②養成施設を卒業した日から起算して1年2月以内に看護師の免許を取得した後、直ちに新城市民病院に勤務しなかったとき
(新城市民病院職員採用試験に合格しなかった場合を含みます)
- ③新城市民病院の看護師として返還免除に相当する期間勤務しなかったとき

なお、以下に該当する場合は修学資金の返還が一定期間猶予されます。

- ①修学資金の貸与契約の解除後も養成施設に引き続き在学しているとき
- ②進学、災害、疾病その他特別な事情により修学資金の返還が困難であるとき

修学資金は無利息ですが、正当な理由なく返還すべき期限までに返還しなかったときは新城市税外収入に係る延滞金に関する条例の規定により計算した額を延滞金として納付していただきます。

6. 留意事項

- (1) 修学資金の貸与は、新城市民病院での職員採用を確約するものではありません。
- (2) 予算に限りがありますので、貸与できない場合があります。

制度に関して不明点等がありましたら下記までご連絡ください。

【申請先及び問い合わせ先】

〒441-1387 新城市字北畑32番地1

新城市民病院 経営管理部総務企画課

電話 0536-23-7852 (直通)

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/hospital/index.html>